

第9期高齢者保健福祉計画 の体系・骨子の検討表

現行の富士見市高齢者保健福祉計画		次期 富士見市高齢者保健福祉計画 の体系（案）					
基本理念	計画の体系	国の方針	県の方向性	基本理念	基本方針	施策	個別施策の展開
住み慣れた地域で、いつまでも生きいきと生活できる支えあいの町	基本方針1 健康長寿で生活を送るために <施策> (1) 元気なうちからの取組みの推進（重点） (2) 介護予防・重度化防止の推進	【国の方針】 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要 ② 在宅サービスの充実 ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ① 地域共生社会の実現 ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要 ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的な支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要 ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実を推進 ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備 ③ 保険者機能の強化 ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。 ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進 ■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実 1 介護サービス基盤の計画的な整備 ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化 ○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性 ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	【県の計画】 第8期埼玉県高齢者支援計画 令和3年度～令和5年度 第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり 1 多様な活動支援 (1) 生涯にわたる学びの支援 (2) 地域活動への参加促進 (3) スポーツや文化活動への参加支援 2 就業の支援 (1) 多様な働き方の支援 (2) 職業訓練の実施 3 生涯を通じた健康の確保 (1) 健康長寿社会づくりの推進 (2) 生活習慣病の予防対策の推進 (3) 介護予防の推進 4 暮らしの安心・安全の確保 (1) 交通事故の防止 (2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止 (3) 防災対策の推進 (4) 公共施設等のバリアフリー化 (5) ユニバーサルデザインの推進 第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進 1 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進 (1) 自立支援型ケアマネジメントの促進 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 介護予防の推進【再掲】 2 医療と介護の連携強化 (1) 在宅医療・介護連携の推進 (2) 在宅医療体制の充実 3 生活支援体制の整備 (1) 生活支援サービスの体制整備の促進 (2) 地域リハビリテーションの推進 (3) 地域密着型サービスの充実 (4) ケアラーへの支援 (5) 福祉用具の普及促進 4 高齢者の住まいの充実 (1) 多様な住まいの供給 (2) 公営住宅における支援 (3) 住宅のバリアフリー化の促進 5 包括的な支援体制の整備 (1) 高齢者の孤立の防止 (2) 包括的な支援体制の構築 第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画） 1 認知症施策の総合的な推進 (1) 普及啓発・本人発信支援・予防 (2) 医療・ケア・介護サービスへの支援	住み慣れた地域で、いつまでも生きいきと生活できる支えあいの町（継承）	1 健康長寿で生活を送るために	(1) 元気なうちからの取組みの推進	① フレイルチェック事業の推進 ② 集中型介護予防教室「はつらつ教室」の充実 ③ 介護予防教室の推進 ④ 高齢者のための健康相談等の開催 ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業などの取組み
		(2) 介護予防・重度化防止の推進	① 介護予防につながる身近な通いの場の充実 ② 自立支援・重度化防止に向けた取組み ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実				
	基本方針2 住み慣れた地域で安心・安全な生活を続けるために <施策> (1) 相談支援体制の強化（重点） (2) 在宅高齢者支援の推進 (3) 認知症施策の推進（重点） (4) 在宅医療・介護連携の推進 (5) 権利擁護の推進 (6) 安心・安全に暮らせる環境づくり	2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ① 地域共生社会の実現 ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要 ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的な支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要 ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実を推進 ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備 ③ 保険者機能の強化 ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。 ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進 ■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実 1 介護サービス基盤の計画的な整備 ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化 ○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性 ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	2 住み慣れた地域で安心・安全な生活を続けるために		(1) 重層的・包括的な相談支援体制の強化	① 地域包括支援センター機能の充実 ② 地域包括支援センターの適切な運営及び評価 ③ 地域ケア会議の推進 ④ 重層的な支援体制に向けたネットワークの充実	
		(2) 在宅高齢者支援の推進	① 在宅生活を支える施策の充実 ② 介護者等（ケアラー・ヤングケアラー）への支援 ③ 介護離職ゼロに向けた支援の充実				
		(3) 認知症施策の推進	① 認知症初期集中支援チームの取組み ② 認知症ケア相談室の設置 ③ 認知症地域支援推進員の活動 ④ 若年性認知症や高次脳機能障がいの人等に対する相談支援・社会参加支援 ⑤ 認知症予防に関する取組み ⑥ 認知症の人やその家族を支える取組み ⑦ 認知症に関する普及啓発の推進				
		(4) 在宅医療・介護連携の推進	① 医療・介護に関する相談支援 ② 医療関係者と介護関係者との連携 ③ 入退院支援の取組み作成 ④ 在宅医療・介護に関する普及啓発の取組み				
	(5) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進 ② 虐待防止に向けた取組み強化					
	(6) 安心・安全に暮らせる環境づくり	① 高齢者向け住宅の充実 ② 高齢者見守りネットワーク ③ 介護サービス事業者への防災意識の啓発 ④ 災害対策に係る体制整備（危機管理課と連携） ⑤ 災害時における高齢者への支援（福祉政策課と連携） ⑥ 感染症対策に係る体制整備（健康増進センターと連携） ⑦ 高齢者の居住安定に係る他計画との連携（建築指導課と連携） ⑧ 単身高齢者への支援					

現行の富士見市高齢者保健福祉計画		国の方針	県の方向性	次期 富士見市高齢者保健福祉計画 の体系（案）			
基本理念	計画の体系			基本理念	基本方針	施策	個別施策の展開
	<p>基本方針3 お互いが支えあい、生きいきと生活を送るために</p> <p><施策> (1) お互いの支えあいの推進(重点) (2) 社会参加の促進 (3) 生きがいつくりの推進 (4) 介護人材確保の取組み</p>	<p>○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性</p> <p>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進</p> <p>○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組</p> <p>○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等</p> <p>○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進</p> <p>○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進</p> <p>○高齢者虐待防止の一層の推進</p> <p>○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</p> <p>○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性</p> <p>○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供</p> <p>○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実</p> <p>○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進</p> <p>3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進</p>	<p>(3) 若年性認知症等の人への支援</p> <p>(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援</p> <p>2 権利擁護の推進</p> <p>3 虐待防止の推進</p> <p>第4節 介護保険施設等の整備</p> <p>1 特別養護老人ホーム等の整備</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの整備</p> <p>(2) 介護老人保健施設の整備</p> <p>(3) 生活環境の改善促進</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供</p> <p>(5) 介護医療院の整備</p> <p>(6) 介護施設における看取りの充実</p> <p>2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保</p> <p>3 施設等の災害及び感染症対策の強化</p> <p>(1) 施設等の災害対策の体制整備</p> <p>(2) 施設等の感染症対策の強化</p> <p>第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ</p> <p>1 介護人材の確保・定着・</p> <p>(1) 介護資格のない者への就業支援イメージアップ</p> <p>(2) 多様な人材の参入促進</p> <p>(3) 外国人の介護現場での就労支援</p> <p>(4) 働きやすい職場環境の整備促進</p> <p>(5) 介護のイメージアップ</p> <p>2 介護人材の専門性の向上</p> <p>第6節 介護保険の持続可能な制度運営</p> <p>1 保険者機能の強化の推進</p> <p>2 介護給付適正化の推進</p> <p>3 適正な事業運営の確保</p> <p>(1) 指導、監査の実施</p> <p>(2) 介護サービス情報の公表</p> <p>埼玉県ケアラー支援計画 令和3年度～令和5年度</p> <p>基本目標</p> <p>1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進</p> <p>2 行政におけるケアラー支援体制の構築</p> <p>3 地域におけるケアラー支援体制の構築</p> <p>4 ケアラーを支える人材の育成</p> <p>5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化</p>	3 お互いが支えあい、生きいきと生活を送るために	(1) お互いの支えあいの推進	① 生活支援コーディネーター活動の拡充 ② 協議体の継続的な開催 ③ 生活支援サービスの創出に向けた連携	
	(2) 社会参加の促進	① 介護支援ボランティアポイント事業の推進 ② パワーアップ・リーダーの養成 ③ 高齢者の就業への支援 ④ 市民人材バンク登録制度の活用 ⑤ アクティブシニアの活躍推進 ⑥ その他の社会参加					
	<p>基本方針4 介護保険事業を継続的に運営していくために</p> <p><施策> (1) 各サービス別の実績及び今後の見込み (2) 介護保険料の見込み (3) 円滑な運営に資する取組み (4) 介護給付費の適正化</p>	<p>○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保</p> <p>○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進</p> <p>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備</p> <p>○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性</p> <p>○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用</p> <p>○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）</p> <p>○財務状況等の見える化</p> <p>○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進</p>	<p>(1) 特別養護老人ホームの整備</p> <p>(2) 介護老人保健施設の整備</p> <p>(3) 生活環境の改善促進</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供</p> <p>(5) 介護医療院の整備</p> <p>(6) 介護施設における看取りの充実</p> <p>2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保</p> <p>3 施設等の災害及び感染症対策の強化</p> <p>(1) 施設等の災害対策の体制整備</p> <p>(2) 施設等の感染症対策の強化</p> <p>第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ</p> <p>1 介護人材の確保・定着・</p> <p>(1) 介護資格のない者への就業支援イメージアップ</p> <p>(2) 多様な人材の参入促進</p> <p>(3) 外国人の介護現場での就労支援</p> <p>(4) 働きやすい職場環境の整備促進</p> <p>(5) 介護のイメージアップ</p> <p>2 介護人材の専門性の向上</p> <p>第6節 介護保険の持続可能な制度運営</p> <p>1 保険者機能の強化の推進</p> <p>2 介護給付適正化の推進</p> <p>3 適正な事業運営の確保</p> <p>(1) 指導、監査の実施</p> <p>(2) 介護サービス情報の公表</p> <p>埼玉県ケアラー支援計画 令和3年度～令和5年度</p> <p>基本目標</p> <p>1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進</p> <p>2 行政におけるケアラー支援体制の構築</p> <p>3 地域におけるケアラー支援体制の構築</p> <p>4 ケアラーを支える人材の育成</p> <p>5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化</p>	4 介護保険事業を継続的に運営していくために	(3) 生きがいつくりの推進	① 学習機会の充実 ② 老人福祉センターの利用促進 ③ 老人クラブ活動・サークル活動の支援 ④ 高齢者サロンの側面的支援	
					(4) 介護人材確保の取組み	① 介護職員初任者研修の継続的な開催 ② 入門的研修の継続的な開催 ③ 介護人材の確保・育成・定着につながる取組み ④ 負担軽減に資する取組み ⑤ ハラスメント等への対策	
					(1) 各サービス別の実績及び今後の見込み	① 介護予防サービス ② 居宅サービス ③ 地域密着型サービス ④ 施設サービス ⑤ 標準給付見込額 ⑥ 地域支援事業費	
					(2) 介護保険料の見込み	① 介護保険料基準月額 ② 所得段階別介護保険料 ③ 今後の介護保険料水準の見通し	
					(3) 円滑な運営に資する取組み	① 介護サービスの質の向上 ② 総合的なサービスの提供 ③ 地域医療構想との整合性の確保 ④ 介護保険料収納率の向上 ⑤ 低所得者対策の充実	
					(4) 介護給付費の適正化	① 実地指導の計画的な実施 ② 要介護認定の適正化・平準化 ③ 住宅改修・福祉用具の点検 ④ 住宅改修・福祉用具購入に係る取組み ⑤ ケアプランの点検 ⑥ 縦覧点検・医療情報との実合 ⑦ 介護給付費通知、介護サービス情報公表システム等による情報の公表	